

旅券（パスポート）の申請案内

◆ 山梨県で申請できるのは、原則として山梨県内に住民登録している方です ◆

申請に必要な書類

申請に必要書類											
申請に当たって		新 規		切 替 新 規		訂 正 新 規	（同一旅券） （残存有効期間）	記載事項変更	有効旅券紛失 （※）	居 所 申 請 （※）	
旅券の取得の有無や、所持する旅券の状況などの条件により必要書類は異なります。ご自身に当てはまる申請に必要な書類をご持参ください。居所での申請、ヘボン式によらないローマ字表記等の特別な事情のある方はさらに必要な書類があります。事前にお問合せください。申請時に18歳未満の方は5年旅券のみの申請になります。		初 次 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請	有 効 期 間 満 了 時 同 時 に 申 請
有効期間内の旅券をお持ちの方は以下の申請ができます。受取時はすでにお持ちの旅券と引き換えに新旅券をお渡しします。返納いただいた旅券は原則パスポートセンターにて廃棄しますが、返却希望の場合は失効処理をした上でお返しします。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○切替新規申請・訂正新規申請 現在の旅券を失効させて、新たに旅券の発給を行います。現旅券の残存有効期間は切り捨てとなります。旅券番号は変わります。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○記載事項変更申請（残存有効期間同一旅券） 訂正新規申請と異なり、失効させた現旅券の残存有効期間が新旅券の有効期間となります。旅券番号は変わります。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
（※）以下の方は代理提出はできません。必ず本人が申請にお越しください。 ○有効中の旅券を紛失・焼失・損傷した方 ○居所申請 ○刑罰等関係の質問で「はい」に該当がある方		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般旅券発給申請書		1通		※折り曲げ厳禁							
申請用紙は各旅券窓口、市町村役場にもあります。また外務省ホームページにある「ダウンロード申請書」も利用できます。詳しくは「パスポート申請書 ダウンロード」で検索し、ご利用上の注意事項を必ず確認してから、必要事項を記入しご持参ください。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍謄本（発行日から6ヶ月以内のもの）		1通									
同一戸籍内にある2人以上の方が同時に申請する場合は、1通で全員の申請をすることができます。未成年者の申請で、親権の有無を確認する必要がある場合は、戸籍謄本の提出を求められます。 ※1）有効旅券の記載事項（氏名・本籍の都道府県名等）に変更がない場合、または損傷していても氏名等人定情報が確認できる場合は、提出不要です。 ※2）該当箇所の変更の経緯が確認できる戸籍謄本の提出が必要です。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
写真（6ヶ月以内に撮影したもの）		1枚		※申請書には貼らずにお持ちください							
申請者本人のみが写り、正面を向き、無帽・白色（又は青色）背景で撮影、縁なしのもの ◆パスポート用写真は本人確認を行う上で非常に重要です。そのため、規格外・不適当な写真は受付できず、撮り直しをお願いすることがあります。また、より確実な本人確認のため眼鏡を外した顔写真を推奨します。 （不適当な例） ▲寸法を満たしていない ▲顔や背景に影がある ▲不鮮明 ▲写真に傷や汚れがある ▲口角が上がる等表情が平常時と著しく異なる ▲カラーコンタクト、腫のフチを広げるコンタクト（ディファインコンタクト）を着用 ▲髪の毛や眼鏡のフレーム、照明などによる眼鏡の反射が目にかかっている ▲美白処理やしわを修正（美肌モード）するなど加工を施している ▲髪の毛や服装が背景と同色等、人物と背景の境界が不明瞭 ▲サングラス、マフラー、マスク、装飾品や髪の毛などで顔や輪郭の一部が隠れている ▲（スマートフォンなどで撮った場合）画質が悪い、左右反転している ※3）紛失届と同時に旅券の新規申請を行う場合は2枚必要です。		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
本人確認のための書類（コピー不可）		1点または2点									
1点で確認できるもの		(A)		●日本国旅券（失効後6ヶ月以内を含む）●運転免許証●運転経歴証明書（H24.4以降交付のもの）●マイナンバーカード（通知カードは不可）●船員手帳●海技免状●猟銃等所持許可証●戦傷病者手帳●宅建物取引士証●電気工事士免状●無線従事者免許証●官公庁等職員身分証明書（写真付）●写真付身体障害者手帳（写真貼替防止されているもの）等		○		○		○	
2点で確認できるもの（B+BまたはB+C）		(B)		●健康保険証●国民健康保険証●共済組合員証●年金手帳（年金証書）●印鑑登録証明書と実印（発行から6ヶ月以内）●介護保険被保険者証●後期高齢者医療被保険者証●こども医療費受給者証●資格確認書 等		○		○		○	
		(C)		●学生証（写真付）●生徒手帳●会社の身分証明書（写真付）●公の機関が発行した資格証明書（写真付）●失効旅券（失効後6ヶ月を経過し、かつ本人確認できるもの）等		○		○		○	
前回発給された旅券											
有効中の旅券がある場合は必ずご持参ください。 ※4）有効期限が切れた旅券も可能な限りお持ちください。		○		○		○		○		○	
紛失一般旅券等届出書		1通									
紛失した旅券の記載事項に変更が生じていない場合は、戸籍謄本の提出は省略できます。 紛失一般旅券等届出書の提出は、パスポートセンターでのみ受付しています。											
住民票（発行日から6ヶ月以内のもの）		1通									
提出は原則不要ですが、以下の場合は提出が必要です。 ○居所申請の場合 ○住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない場合 ○住民票を異動して間もない場合（2日位の間）											
その他の書類（上記の書類に加え、別途下記の書類が必要になります）											
（居所申請）居所を確認・証明できる書類（4頁参照） （紛失）警察署発行の遺失届を提出したことを証明する書類 （焼失）消防署または市町村発行の罹災証明書		○		○		○		○		○	
（損傷）損傷の経緯を記載した事情説明書 （焼失）消防署または市町村発行の罹災証明書											

電子（オンライン）申請について	
マイナンバーカードをお持ちの方はマイナポータルよりオンライン申請が可能です。受け取りは申請時に選択した窓口申請者本人がお越しいただく必要があります。15歳未満の未成年のオンライン申請については代理人申請が必要です（居所申請は対象外）。また15歳～17歳の場合は代理人または本人による申請ができますが、本人によるオンライン申請の場合は法定代理人（親権者）の同意書の提出が必要です。詳しくは山梨県パスポートセンターホームページ（下部参照）又は外務省ホームページ（トップ>海外渡航・滞在>パスポート（旅券）>国内からオンライン申請する）で確認ください。 なお、以下の方はオンライン申請できませんので、最寄りの窓口にお越しいただき申請ください。 ○有効中のパスポートを損傷した方 ○通勤・通学以外の居所申請の方 ○有効旅券の残存有効期間が1年以上で切替申請を希望する方	

紙申請時の本人確認のための書類について		居所申請について（山梨県以外に住民登録している方の申請）	
○有効中のもので原本に限りです。コピーは不可です。 ○本人確認書類に記載の氏名（ふりがな）、生年月日、性別、住所、本籍等は、申請書に記載されている内容と一致している必要があります。 ○代理提出する場合は、申請者本人と代理提出者の両方の本人確認書類が必要です。（両方とも原本） ○小学生以下の申請者で本人確認に必要な書類を所有せず、書類がそろわない場合は、申請者の健康保険証と親権者の本人確認書類（運転免許証など）をお持ちください。		次の方は山梨県で申請・受取ができます。各申請に必要な書類のほかに、「居所申請申出書」と「居所を証明するための書類」、「住民票」の提出が必要です。 また、代理提出はできません。必ず申請者本人が申請してください。（①、②はオンライン申請可） ① 学生及び生徒（居所の確認書類：居所に記載された学生証・生徒手帳等） ② 長期出張、単身赴任者及び季節労働者（会社の居所証明書等） ③ 一時帰国者（査証又は再入国許可のある旅券、外国人登録証、永住証明書等） ④ ①～③以外である程度山梨県に継続して居住している方（必要な書類はパスポートセンターにご相談ください）	

交付（受け取り）について

必ず申請者本人がお越しください。6ヶ月以内にお受け取りください。
交付には「引換証」と手数料が必要です。手数料は「収入印紙」と「山梨県収入証紙」で納めてください。

◎手数料は以下の通りです。

区 分	(総額) (内訳)	紙申請		オンライン申請		前回来交付失効有
		収入印紙	山梨県収入証紙	収入印紙	山梨県収入証紙	
10年旅券		16,300円		15,900円		左記の太字の金額に 6,000円追加となります。 (収入印紙 4,000円) (山梨県収入証紙 2,000円)
		14,000円	2,300円	14,000円	1,900円	
5年旅券(12歳以上)		11,300円		10,900円		
		9,000円	2,300円	9,000円	1,900円	
5年旅券(12歳未満)		6,300円		5,900円		
		4,000円	2,300円	4,000円	1,900円	
記載事項変更旅券 (残存有効期間同一旅券)		6,300円		5,900円		
		4,000円	2,300円	4,000円	1,900円	

◎交付までの日数は以下の通りです。

申請場所	受取場所	日数(※1)
パスポートセンター	⇒ パスポートセンター	9日
地域県民センター	⇒ 地域県民センター	13日
地域県民センター	⇒ パスポートセンター(※2)	11日

(※1) 申請日を1日目として平日のみを数える。
(※2) パスポートセンターで申請して地域県民センターで受け取ることはできません。

旅券窓口 休業日：土曜、日曜、祝日、休日、年末年始（12/29～1/3）※パスポートセンターのみ日曜交付あり

山梨県パスポートセンター
（県庁舎北別館1階）

申請

平日のみ 8:30～17:30
（17時までにお越しください）

交付

月・水・金 8:30～17:30
火・木 8:30～19:00
日 9:00～16:30

《駐車場案内》
平日：県庁西立体駐車場（8:30～18:00）
日曜：県庁構内駐車場をご利用ください。
※日曜は東口を利用してください。（西口は利用できません）

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1
○電話：055-222-2040

地域県民センター（平日のみ）

富士・東部地域県民センター

申請

8:30～16:30

交付

月～水・金 8:30～17:15
木 8:30～19:00

中北地域県民センター
峡東地域県民センター
峡南地域県民センター

申請

9:00～16:30

交付

9:00～17:15

中北地域県民センター（北巨摩合同庁舎内）

〒407-0024 韮崎市本町4-2-4
○電話：0551-23-3070

峡東地域県民センター（東山梨合同庁舎内）

〒404-8601 甲州市塩山上塩後1239-1
○電話：0553-20-2701

峡南地域県民センター（南巨摩合同庁舎内）

〒400-0692 南巨摩郡富士川町鯉沢771-2
○電話：0556-22-8131

富士・東部地域県民センター（南都留合同庁舎内）

〒402-0054 都留市田原2-13-43
○電話：0554-45-7839

○メールアドレス：passport@pref.yamanashi.lg.jp ○ホームページ：https://www.pref.yamanashi.jp/passport/index.html

4

1

令和7年3月24日現在

所持人自署について

署名は、そのまま旅券に転写され、海外で使用するサインになります。 小学生以上の申請者は、枠からはみ出さないようにご本人が一行で署名してください。

■ 署名として不適当なもの ■

- ・インクが薄かったり、かすれている
- ・二度書きしている
- ・枠からはみ出ている
- ・ふりがなを付けている
- ・二段書き（代筆の場合は可）

〈記入例〉

漢字で書く場合

富士山 太郎

ローマ字で書く場合

Taro Fujisan

幼児等がひらがなで
書く場合

ふじさん ももこ

乳幼児の署名を
親権者が代筆する場合

富士山 桃子
富士山花子(母)代筆

Momoko Fujisan
by H. Fujisan (Mother)

障害等のために署名が困難な場合は、事前にご相談ください。

記入例とご注意

- 申請書を折ったり、汚したりしないでください。
- 申請者は機械で読み取りますので、黒または青の濃いボールペンまたはインクで枠内に記入してください。(サインペン・マジック・筆・消えるボールペンは不可)
- 記入ミスをしたときは、二本線で訂正してください。ただし、「所持人自署」欄は訂正できません。
- 申請日が誕生日前日の場合は、「年齢計算に関する法律」に基づき、1歳加算されます。
- 写真は貼らずにお持ちください。
写真の裏に氏名を記入する際は、文字が裏うつりしないよう弱めの筆圧でご記入ください。

新規・切替										一般旅券発給申請書										5年用	
(18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)																					
受 理 月					年					受 理 日					番 号						
窓 口					記入欄					記入しないでください										確認	
有効期間					発行年月日					交付年月日					旅券番号						
写真貼らずにお持ちください 注意 1. 申請者本人のみ 2. 6ヶ月以内に撮影したもの 3. 正面、無帽、無背景 4. 縦45mm×横35mm (ふちなし。頭は頭頂から顎までが34mm±2mm) *提出された写真は旅券に転写されます。 *裏面に氏名を記載してください。										氏 名 フ ジ サ ン タ ロ ウ 姓 (戸籍に記載のとおり、かき書体で記入してください) 名 富 士 山 太 郎 ヘボン式ローマ字 姓 F U J I S A N 名 T A R O (枠が足りない場合は意図に申し出てください)											
所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます) 富士山 太郎 (枠からはみ出さないように署名してください)										性 別 男 女 年 令 6 0 0 3 1 5 (年月日が桁の場合は十の位に0を記入) 本 籍 山 梨 県 甲府市丸の内〇丁目△番											
所持人自署については申請者本人が署名してください。ただし、乳幼児など申請者が自ら署名することが困難な場合は、法定代理人などが代筆することができます。 その場合には、点線より上の枠内に申請者の氏名を記入し、点線より下の枠内に記入者の氏名及び申請者との関係を記入してください。 (例えば、by A. YAMADA (Mother) or by A. YAMADA (Father) など)										※過去に申請後に旅券を受領しなかったことがありますか。 ☐ ある ☒ ない ※旅券の所持歴はありますか。 ☒ ある (以下に最後の旅券について記入) ☐ ない 旅券番号 M S 1 2 3 4 5 6 7 発行年月日 2 0 1 1 0 4 0 1 西暦で記入 最後に発給を受けた旅券に記載の姓をローマ字、左詰めで記入してください。 F U J I S A N この申請書を提出する日の年齢 18歳以上の場合は、下欄の()内に「5」と必ず記入してください。 満 (40) 歳 私は有効期限が (5) 年の一般旅券の発給を希望します。 ☒											
現 住 所 (住民票に記載の住所) 甲府市飯田〇丁目△番△号 居所で申請する場合は居所も下段に記入してください。					〒 400-0035 電話 055 (△△△) △△△△ 携帯 090 (××××) ×××× メールアドレス 000@0000.00					その他勤務先など日中の連絡先 電話 ()											
日本国内の緊急連絡先 住所 富士吉田市上吉田〇丁目△番△号 氏名 富士山 美子 申請者との関係 母 電話 080 (××××) ××××																					
※次の各事項に該当しているか否か、□に√印を記入してください。(本人又は法定代理人が記入してください。) 1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 ☐ はい ☒ いいえ 3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。また刑の執行を受けなければならない状態にありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ 6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 ☐ はい ☒ いいえ										現在外国の国籍を有していますか。 (※該当する枠内に√印を記入してください) 外 国 籍 はい ☐ いいえ ☒ 「はい」の場合 どの国の国籍ですか。 _____ 取得年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 のような方法で取得しましたか。 有 外国籍の父又は母の子として出生 ☐ 無 外国での出生 ☐ 外国人との婚姻又は養子縁組 ☐ 帰化申請又は国籍取得届出 ☐											
外 務 省 コード欄 03 13条 10 別名記附 04 対立地域 11 非ヘボン					記入しないでください										官庁コード						

未定の方は未定と記入してください。

戸籍どおりに姓、名、本籍
を正確に記入してください。

へボン式ローマ字を用いて活字体大文字で記入してください。

ヘボン式によらないローマ字表記及び別名併記を希望する場合のみ、この欄に記入してください。（ただし一定の条件および制約があります。**事前**にご相談ください。）

この欄は必ず
申請者本人が自筆
で記入してください。
(記入漏れや申請者以外
の方が記入した場合は受
付できません。)

最後に発給を受けた旅券について記入してください。

住民票どおりの住所を記入してください。

緊急に連絡の取れる家族・親族等（一緒に渡航しない人）

内容をよく読んで該当する方の□にレをつけてください。「はい」に該当する方は事前に下記へお問い合わせください。
代理提出はできません。

山梨県パスポートセンター
055-222-2040

◎旅券の表記は、ヘボン式ローマ字による表記が原則となっています。

【次の表記は誤りやすいのでご注意ください】

し	SHI	ち	CHI	つ	TSU	ふ	FU	じ・ぢ	JI	りょ	RYO
しゃ	SHA	しゅ	SHU	しょ	SHO	ちゃ	CHA	ちゅ	CHU	ちょ	CHO
じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO	ず・づ	ZU	お・を	O		

◆撥音：B・M・Pの前にNの代わりにMをおく ⇒ (例) なんば NAMBA ほんま HOMMA

◆促音：子音を重ねる ⇒ (例) はっとり HATTORI

◆長音：記入しない ⇒ (例) おおた O TA ようこ Y O K O ゆう Y U

※へボン式ローマ字以外の表記を希望する場合は、一定の条件及び制約があり、資料が必要になることがありますので、事前にご相談ください。一度選択した氏名表記は変更することはできません。

[illegible]

主要渡航先での滞在期間が3ヶ月以上になる場合には、最寄りの日本公館に在留届を提出する必要があります。

法定代理署名について

申請者が未成年または
成年被後見人の場合
は、法定代理人（親権
者、後見人等）の署名
が必要です。父親が記
入する場合は父親の氏
名、母親が記入する場
合は母親の氏名を記入
してください。親権者
と子どもの姓が異なる
場合、親の戸籍が必要
になることがあります。
法定代理人が遠方で
署名が困難な場合は
同意書（指定様式が窓
口、HPにあります）
を提出してください。

申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

申請者記入	私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。	
	令和 年 月 日	
	引受人氏名 富士山 花子	申請者との関係 妻
引受人記入	引受人住所 甲府市飯田 〇丁目 △番 △号	
	私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの（又は適正な記名）であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係わったことはありません。	
注意事項	令和 年 月 日	連絡先電話番号 055 (△△△) △△△△
	生年月日 明治・大正・昭和・平成・令和 60年 / 月 / 日	
注意事項	1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示（出）してください。	
	2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者に代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。	

(別記第 4 号様式)

代理提出について

代理提出の場合は委任
申出書に申請者本人が
記入してください。
ただし、未成年者の申
請で法定代理人が提出
する場合は、記入不要
です。
申請者本人と引受人の
両方の本人確認書類が
必要です。(コピー不
可)